

第39回秋田市都市計画審議会議事要旨

開催の日時 平成26年7月11日（金） 午後2時から午後3時10分

開催の場所 秋田市役所 正庁

委員の定数 20人

出席委員 19人

議 事 議案第1号 秋田都市計画道路の変更（秋田県決定）
3・4・11号 新屋土崎線
議案第2号 秋田都市計画地区計画の変更（秋田市決定）
下新城野地区計画

審 議 日 程

- 1 開 会
- 2 委員紹介、委員出席状況報告
- 3 副市長あいさつ
- 4 会長選任
- 5 会長あいさつ
- 6 公開・非公開の審議
- 7 議事録署名委員の選出
- 8 議 事
- 9 その他
- 10 閉 会

議事

会長

これより審議に入る。
「議案第1号秋田都市計画道路の変更」について、幹事から説明をお願いします。

幹事

(議案第1号の内容を説明)

会長

幹事から説明のあった議案第1号について、何か質問、意見等あるか。

委員

電線の地中化等の計画はあるのか。

幹事

山王十字路からドンキホーテ前までの整備済み区間は、電線共同溝および歩道融雪装置が設置されている。今回の変更区間については都市計画決定後、詳細な設計に入り検討する予定であるが、その際には整備済み区間との関係をふまえて検討されるものと考えている。

委員

右折レーンの信号処理はどうなるのか

幹事

右折用の信号については、都市計画決定後に事業者である秋田県と公安委員会の協議により検討されることになる。

会長

ほかに意見や質問はないか。

ないようなので議決に移りたいと思う。

議案第1号について、原案に対して異議なしとしてよろしいか。

委員

異議なし。

会長

それでは、「議案第1号秋田都市計画道路の変更」について、原案に対し異議がないことを答申する。

引き続き、「議案第2号秋田都市計画地区計画の変更」について、幹事から説明をお願いします。

幹事

(議案第2号の内容を説明)

会長

幹事から説明のあった議案第2号について、何か質問、意見等あるか。

委員

変更理由書について、市街化区域から市街化調整区域に編入とあるが、そのままにしておけば次の新たな人が開発しやすい状態を保

てるのではないか。今回の変更は土地の税金が安くなるとかそのような関係で行うのか。このままでは人は住むなというように感じられるが、そのことについて説明願う。

幹事

この地区に関しては土地区画整理事業により整備が進められたが、事業者が倒産しその後引き継いだ開発業者が土地区画整理法の規定により施行者として継承した。その後、開発業者が資金面等を理由に廃止したい意向を示したため土地区画整理事業が終了した。その結果、将来的に市街地整備の見込みがないことから市街化調整区域に編入したものである。なお、税金面で市街化調整区域に編入するしないは考慮していない。

委員

市街化の見込みがないと判断したわけだが、新たな資本が投入されて開発することとなった場合、その時点で簡単に見直しは可能なのか。人口減少や少子高齢化などで、だんだん人が住めなくなるように規制される。すぐに市街化調整区域にするのではなく、魅力のある土地のまま残しておけば良いのではないか。

幹事

秋田市は中心市街地に都市機能を集約することを基本としている。人口減少で今後、市街地が拡大することは考えにくく、また、都市をコンパクト化していく流れの中で、市街地の拡大は基本的に行わないというのが秋田市の考えである。

委員

説明のスライドで現地の写真も出ていたが、廃止されるC地区は地面がむき出しとなっており、高台の土地で風も強いが飛び砂などによる周辺への影響はないのか。

幹事

現地は砂地となっており、以前に地元から飛び砂の苦情が出たことがある。その際、土地所有者である開発業者に対策を講じるよう指導をした。その後、地元住民からの苦情はない。

会長

ほかに意見や質問はないか。

ないようなので議決に移りたいと思う。

議案第2号について、原案に対して異議なしとしてよろしいか。

委員

異議なし。

会長

それでは、「議案第2号秋田市都市計画地区計画の変更」について、原案に対し異議がないことを答申する。

これは、平成26年7月11日に開催された、第39回秋田市都市計画審議会の議事録である。